平成２３年（フ）第５４３号
静岡県浜松市南区下飯田町58番地
債務者　アサヒ塗装株式会社
代表者代表取締役　冨高　忠生
1　決定年月日時　平成23年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙貝　　亮
4　破産債権の届出期間　平成23年12月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月25日午後１時45分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第５５０号
静岡県浜松市南区鼡野町194番地の１
債務者　栗田理建工業株式会社
代表者代表取締役　栗田　英二
1　決定年月日時　平成23年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渥美　利之
4　破産債権の届出期間　平成23年12月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月24日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１４５１号
東京都武蔵野市中町１丁目28番10号
債務者　有限会社ルジアム
代表者代表取締役　岩橋　照雄
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永淵　　慎
4　破産債権の届出期間　平成23年12月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月15日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５７号
滋賀県長浜市酢46番地の３
債務者　杉本建設株式会社
代表者代表取締役　杉本茂一郎
1　決定年月日時　平成23年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪口　大視
4　破産債権の届出期間　平成24年１月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月７日午前11時
大津地方裁判所長浜支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第７３４号
埼玉県川越市清水町16番地14
債務者　小林　一孝
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村山　志穂
4　破産債権の届出期間　平成23年12月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月18日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１０３７号
宮城県気仙沼市赤岩五駄鰐138番28、住民票上の住所仙台市太白区鹿野３丁目９番１号
ミットハウスベル201
債務者　及川　芳夫
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木洋一
4　破産債権の届出期間　平成23年12月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月10日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１７８号
広島県安芸郡府中町青崎中15番22号
債務者　畝　　博美
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　亀舎　大悟
4　破産債権の届出期間　平成23年12月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月６日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９０号
宮城県白石市白川津田字稗田５番地２
債務者　大野　由光
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　花島　伸行
4　破産債権の届出期間　平成23年12月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月１日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第１０１号
宮城県柴田郡川崎町大字前川字山長305番地２
債務者　白鳥　　満
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　舘脇　幸子
4　破産債権の届出期間　平成23年12月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月８日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第１６２号
宮城県栗原市若柳字上畑岡**穐**124番地１
債務者　遠藤　哲男
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　開発　健次
4　破産債権の届出期間　平成23年12月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月２日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第４６１号
滋賀県湖南市菩提寺新町３丁目55番地
債務者　佐藤　龍一
1　決定年月日時　平成23年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中原　淳一
4　破産債権の届出期間　平成23年12月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月25日午前11時40分
6　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３４４号
福岡県久留米市城島町城島535番地　グレースコーポ城島Ⅰ―202号室
債務者　坂口　友美（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩澄　哲也
4　破産債権の届出期間　平成23年12月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月13日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第６４号
青森県十和田市大字三本木字下平178番地18
債務者　阿部　　聡
1　決定年月日時　平成23年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　陽大
4　破産債権の届出期間　平成23年12月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月３日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第３７０号
福井市米松１丁目３番28号、旧住所福井県坂井市丸岡町八ツ口第47号35番地６
債務者　堀　　和人
1　決定年月日時　平成23年11月８日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　峯金　克弥
4　破産債権の届出期間　平成23年12月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月31日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
福井地方裁判所民事部破産係